

# 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

## 1 改正の概要

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正（平成 30 年 3 月 27 日公布、同年 10 月 1 日施行。以下「条例」という。）に伴う規定の整備

## 2 改正の理由

条例の一部改正により、県内産業廃棄物の処理を委託する事業者でその処理状況を確認していないと認められる者に係る勧告及び公表の規定が新設されることに伴い、当該事業者が行うべき確認の具体的な方法等を規定する必要があるため。

## 3 改正の内容

(1) 条例で規則に委任された県内産業廃棄物の処理を委託する事業者が行うべき確認の内容について、平成 29 年 12 月 28 日付け愛知県環境審議会の答申「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について」を踏まえ、次のとおり定める。

ア 県内産業廃棄物の処理の委託前に行う確認（第 3 条第 1 項）

産業廃棄物処理業者が当該委託に係る処理を適正に行うために必要な施設を有することについて、処理施設及び保管の場所の状況を確認することにより実施

イ 県内産業廃棄物の処理の委託中に行う確認（第 3 条第 2 項）

当該委託の期間が 1 年以上にわたる場合に、1 年に 1 回以上、産業廃棄物処理業者が当該処理を適正に行っていることについて、処理施設及び保管の場所の状況を確認することにより実施

ウ 確認方法（第 3 条第 3 項）

ア及びイの確認は、産業廃棄物処理業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社又は優良産業廃棄物処理業者である場合を除き、事業者自らが実地に調査をする方法又は事業者の関係会社、同業者団体等に実地に調査をさせ報告を受ける方法により実施

エ 確認事項等の記録の保存（第 3 条第 4 項）

確認事項等を記録した書類について、当該記録をした日から 5 年間、保存しなければならないこととする。

(2) 条例の一部改正に伴い、公表の方法に係る規定において引用する条例の規定の整理（第 7 条）

（改正前）条例第 8 条第 4 項

（改正後）条例第 7 条第 4 項（条例第 8 条第 4 項において準用する場合を含む。）

## 4 施行期日

平成 30 年 10 月 1 日

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

(処理を委託する場合における確認等)

第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、産業廃棄物処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うために必要な施設を有することについて、当該委託をしようとする事業者が、次に掲げる事項を確認することにより行わなければならない。

- 一 当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況
- 二 当該委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況

2] 条例第七条第二項の規定による確認は、当該委託に係る産業廃棄物処理業者が、当該県内産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行っていることについて、当該委託の期間が一年以上(その期間の更新により一年以上となる場合を含む。)にわたる場合に、当該委託をした事業者が、一年に一回以上、次に掲げる事項を確認することにより行わなければならない。

- 一 当該委託に係る運搬又は処分が行われている施設の状況
- 二 当該委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況

3] 前二項の確認は、これらの項に規定する産業廃棄物処理業者(第二号ハにおいて「受託者」という。)が中間貯蔵・環境安全事業株式会社又は優良産業廃棄物処理業者(令第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号又は第六条の十四第二号に掲げる者をいう。)である場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

旧

(処理を委託する場合における確認等)

第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、当該県内産業廃棄物の運搬又は処分を委託する産業廃棄物処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物の運搬又は処分を的確に行うために必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に調査することにより行わなければならない。

一 前二項に規定する事業者（次号及び次項において「委託者」という。）  
自らが実地に調査をする方法

二 委託者が次に掲げる者に実地に調査をさせ、その者から当該調査の  
結果についての報告を受ける方法

イ 委託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和  
三十八年大蔵省令第五十九号）第五条第一項第一号に規定する財務諸  
表提出会社である場合における同令第八条第八項に規定する関係会  
社

ロ 委託者が直接又は間接の構成員となつている同業者団体（委託者と  
同種の事業又は業務に従事する事業者を構成員とする法人をいう。）

ハ 産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うことができる知識及び技  
能を有すると認められる者として知事が定めるもの（受託者を除く。）

4 委託者は、次に掲げる事項を記録した書類を、その事務所に備え置き、  
これを当該記録をした日から起算して五年を経過する日までの間、保存  
しなければならない。

一 第一項又は第二項の確認をした第一項各号又は第二項各号に掲げる  
事項

二 第一項又は第二項の確認を前項第一号に掲げる方法により行った場  
合にあつては、実地に調査をした年月日及び実地に調査をした者の氏  
名

三 第一項又は第二項の確認を前項第二号に掲げる方法により行った場  
合にあつては、委託者が実地に調査をさせた者の名称又は氏名及び報

2 事業者は、条例第七条第一項の規定により確認した事項を記録した書  
類を、その事務所に備え置き、その備え置いた日から起算して五年を経  
過する日までの間、保存しなければならない。

告を受けた年月日

(公表の方法)

第七条 条例第七條第四項(条例第八條第四項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、愛知県公報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。

(公表の方法)

第七条 条例第八條第四項の規定による公表は、愛知県公報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。